

答 申 書

平成28年 3月23日

伊達市環境審議会

平成28年 3 月 23 日

伊達市長 菊 谷 秀 吉 様

伊達市環境審議会
会長 結 城 知 一

伊達市公害防止条例施行規則等の改正及び平成27年度版伊達市環境
白書について（答申）

平成27年12月22日付により諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1. 伊達市公害防止条例施行規則等の改正について

法律で新たに規定された「幼保連携型認定こども園」について、対象施設として追加するよう伊達市公害防止条例施行規則等の関係する規則や告示を改正されたい。

2. 平成27年度版伊達市環境白書について

(1) その年度に講じた施策については、環境基本計画での施策体系に沿って記載し、施策体系に対する取り組み状況がより分かりやすくなるよう工夫されたい。

(2) 地球温暖化対策や二酸化炭素排出量は、市民の関心が高いことから、掲載内容の工夫・改善を図られたい。

また、伊達市役所も一事業所であることから、各公共施設での二酸化炭素排出削減量を掲載されたい。

(3) 資料編については、随時公表されている数値等をまとめているものであることから、今後は3年ごとの作成・公表とされたい。

ただし、環境基本計画の見直しなどにより資料編が必要となった場合には、繰り上げて作成する考慮も図られたい。

3. 伊達市環境白書に係る市民意見について

市へ提出された市民意見は貴重であるが、市での施策範囲を超えるものなどについては、回答の是非について検討されたい。